

被災者の医療費一部負担金など 免除措置を延長

町では、東日本大震災で被災された方を対象とした医療費の一部負担および介護保険サービス利用料の免除措置を、令和2年12月31日まで延長します。

日以降、使用できなくなりますのでご注意ください。

なお、免除申請の可否については、下表「免除申請の手続きについて」をご覧ください。

◆問い合わせ

医療費の一部負担金の免除について：町民課 国民健康保険係（☎82-3111 内線131・132）へどうぞ。

介護保険サービスの利用料免除について：町長寿福祉課 介護保険係（☎82-3111 内線135）へどうぞ。

証明書は、来年1月1

水道管凍結にご注意を

朝夕の冷え込みが一段と厳しくなり、水道管の凍結が心配な季節となりました。天気予報などを確認し、翌朝冷え込みそうなときは水道管の水抜きを行ってください。



▷水抜きの操作手順 水抜き

は①家中の蛇口を全部閉める②水抜き栓を完全に閉める③蛇口をいっばいに開ける——の順に行います。この時、水道管に水が残ったり漏水したりすることを防ぐため、水抜き栓や蛇口の開閉はしっかり行いましょう。

※仮設住宅の水抜き栓は、形式がそれぞれ異なりますので、県仮設住宅保守管理センター（☎0120-766-880）にご確認ください。

▷水道管が凍った時は 水道管（保温管などは取り外す）や蛇口にタオルなどの布を巻き付け、上からゆっくりお湯を掛けて温めてみてください。それでも解凍できない時は、水道工事店へ依頼してください。

■水道工事店一覧 ▶南最上商店（☎86-2622）

- ▶南佐藤建業（☎82-9832）▶榊堀合建設（☎82-5151）▶南斎藤設備（☎86-3373）▶サトー設備（☎82-0126）▶鈴木設備（☎82-3462）▶山田ガス南（☎82-2986）▶榊越田工業（☎82-0494）▶木村水道工事店（☎080-1665-3292）▶篠澤管工業南（☎84-3644）

◆問い合わせ 町上下水道課工務係（☎82-3111 内線251、252）へどうぞ。

◆免除申請の手続きについて

	対象者
免除申請が必要な方	主たる生計維持者の業務の休廃止または失職を事由に証明書が交付されている方 今後、国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入する方または、介護保険サービスの利用を開始する方で要件（※）に該当する方
免除申請が不要の方	住家の全半壊（全半焼）、主たる生計維持者の死亡・行方不明を事由に証明書が交付されている方

※要件については、お問い合わせください。

町営災害公営住宅 入居者再募集

町では、町営災害公営住宅への入居者を再募集します。災害公営住宅は東日本大震災で被災した人のみ申し込める住宅です。入居を希望する人はお申し込みください。

また、今回募集する住宅以外の町営災害公営住宅は、すべて随時募集しています。詳しくは、お問い合わせいただくか山田町町営住宅管理センターホームページ（<http://koeijutaku.com/yamadatown/>）をご覧ください。

◇入居者を募集する住宅

団地名	場所	タイプ	構造・階	間取りなど	募集戸数
飯岡	飯岡第2地割	戸建て	鉄骨造・平屋建て	2DK	1戸

※ペットの飼育はできません。

▷入居時期 1月上旬を予定

▷申込期間 12月5日(木)～12月13日(金)

※複数の応募があった場合は抽選を行います。

▷申込方法 山田町町営住宅管理センター、町建築住宅課および各支所で配布(12月2日から)する申込用紙に必要事項を記入し、お持ちください。

◆申込先・問い合わせ 山田町町営住宅管理センター（☎81-1822）へどうぞ。

台風19号で自動車などに被害を受けた人に 被災届出受理証を交付

町では、台風19号により自動車などの動産に被害があり、被害物件の買い替えなどに「り災証明書」以外の公的な被災の証明書が必要な人に対し、被災届出受理証（被災状況を届け出たことを証明する書類）を交付します。被災届出受理証は、申請後郵送により交付します。

▽対象 台風19号により所有していた自動車などの動産に被害を受けた人

▽申請に必要なもの ▼被災届出受理証交付申請書 ▼被害の状況がわかる写真など（写真

▽手数料 無料

▽郵送で申請する方法 左記申請先に上記の申請に必要なものを送付してください。

◆申請先・問い合わせ 町税務課 町民係（〒028-113 92山田町八幡町3番20号 ☎82-1311 内線112）へ。